**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍兵庫県明石市二見町東二見四二五番地、最後の住所兵庫県神戸市北区東大池一丁目一四番二四号　被相続人　亡　大西真理子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月二十八日

兵庫県神戸市垂水区上高丸二丁目一番八―四〇三号、事務所兵庫県神戸市垂水区川原二丁目一―一六谷本ビル二〇一号

相続財産管理人　南里　愛

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍広島市南区日宇那町六四二番地、最後の住所広島県安芸郡熊野町城之堀二丁目二八番一号　被相続人　亡　濱崎　久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月二十八日

事務所広島市中区八丁堀一六番一四号第二広電ビル四階

相続財産管理人　八丁堀司法書士法人

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍広島県福山市神辺町字十三軒屋三六番地一一、最後の住所広島県福山市神辺町大字川南二七〇〇番地四　被相続人　亡　杉本　信吾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月二十八日

事務所広島県尾道市東御所町四―一六　尾道駅前ビル二階

相続財産管理人　弁護士　成廣　貴子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍愛媛県新居浜市中村四丁目二九三四番地二〇、最後の住所愛媛県新居浜市中村四丁目九番一九号　被相続人　亡　安藤登美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月二十八日

愛媛県四国中央市寒川町二三六九番地一

相続財産管理人　高橋　隆晋

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福岡県小倉市大字板櫃二三六七番地、最後の住所不詳　被相続人　亡　井波　晃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月二十八日

福岡県北九州市小倉北区片野新町二丁目一二番二一号朝日センタービル二階

相続財産管理人　弁護士　荒牧　啓一

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍鹿児島県姶良郡蒲生町白男四一一番地、最後の住所北九州市小倉北区鋳物師町九番二一号愛香苑　被相続人　亡　野﨑　節子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月二十八日

北九州市小倉北区金田一丁目八番五号北九州法曹ビル四階Ａ室

相続財産管理人　本田　祐司

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福岡県北九州市門司区恒見町七二三番地、最後の住所福岡県北九州市門司区恒見町二四番四六号　被相続人　亡　中司　安子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月二十八日

福岡県北九州市八幡西区穴生一丁目一六番八号高口ビル三階

相続財産管理人　司法書士　江口　暢啓

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍長崎県佐世保市三浦町一六一番地、最後の住所長崎県佐世保市三浦町一三番三四号　被相続人　亡　山田　順子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月二十八日

長崎県佐世保市本島町二番五号興徳ビル佐世保二階徳勝・わたらい法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渡会　祐二

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍熊本県菊池市大字村田二四八番地の五、最後の住所熊本県菊池郡西合志町大字須屋五七四番地一　被相続人　亡　川口　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月二十八日

事務所熊本市中央区京町一丁目一一番二四号

相続財産管理人　司法書士　末次　泰三

**宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告**

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成24年９月28日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①多摩ホールディングス株式会社　②東京都知事(1)91619　③代表取締役　齋藤貢　④東京都立川市富士見町六丁目49番18号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都立川市富士見町六丁目49番18号　多摩ホールディングス株式会社　代表取締役　齋藤貢

①株式会社スペースデザイン　②国土交通大臣(4)5436　③代表取締役　江副浩正　④東京都港区新橋１丁目18番２号　廃止した従たる事務所　大阪府大阪市中央区道修町２丁目１番10号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区新橋１丁目18番２号　株式会社スペースデザイン　代表取締役　江副浩正

①株式会社ＹＳグループ本社　②神奈川県知事(1)26228　③代表取締役　金杉誠　④横浜市中区長者町４丁目９番１号　⑤割引国庫債券1000万円　⑥神奈川県知事　⑦横浜市中区長者町４丁目９番１号　株式会社ＹＳグループ本社　代表取締役　金杉誠